

横浜の緑化対策



山口忠正

1 ————— はじめに

ビルの林立する市街で一日の大半を生活する都会人にとっては、緑<樹木、草花>——それはあたかも人間の故郷のように人々の心に憩と安らぎを与え、疲れた気持を慰めてくれるものではなからうか。もえる新緑の美しさ、深々とした夏の群生のすばらしさは、ハイキングや登山の経験のある人なら、だれしも体験させられたことであろう。市街地では公園の緑、街路樹の並木の緑など、都市を美しくする立役者であり、都会人には朝夕の通勤途上に、あるいは昼の憩いのひとときを緑との対話に過す唯一の場ともいえよう。

緑は私達に精神的な面ばかりでなく、物的にもいろいろの働きをしてくれる。樹木そのものの構成要素である炭水化物は、自ら空気中の炭酸ガスを呼吸して同化作用により生成し、その際、遊離した酸素を放出しており、また緑葉は空気中の微塵やばい菌をとらえて雨水により地上に流出させるなど、空気の浄化に大役を果しているし、さらに防風、防火、最近では騒音、排気ガスなどの公害からも、人間を保護していることが実証されている。横浜は幸いにも市街地に丘陵が多く、まだ自然の緑が残されているが、都市化の猛勢はいつこれらの緑をも奪い去ってしまうかもしれない。都市の緑はどうなってしまうのだろうか。他人事のように無関心にはいられない時期にきているといえよう。

2 ————— 都市の緑

年間約8万人を超える人口増を有するに至った都市化の巨波にさらされている横浜市において、都市の緑も著しい変ぼうをきたしている。

近時の経済高度成長は技術革新と相いともなって市民に便利、快適をもたらしたが、反面、都市過密、交通災害、公害、住宅難などの問題を切実なものとしてきてきている。なかでも土地価格の高騰は、一方では市街地において企業体をして利益追求のあまり、用地を限度いっぱい利用させ建物を建設させるため、わずかばかり残されている自然の緑が次第に失なわれていく。市街地では、もはや自然の緑を私有で求めることは至難なことになってきている。他方では、土地価格の安い近郊へ住宅を追いやり、企業体や個人による宅地造成が無計画に行なわれて、近郊の緑も虫喰い状態に失なわれつつある。こうして私有の緑は、経済活動や社会すう勢に抗しきれず浸蝕され、遠からず絶滅の危機にひんしているといえよう。

2・つくられる公共の緑や企業体の緑

都市の緑は、一方では失なわれているが、他方では都市住民の健全な環境づくりに公園、緑地、街路樹、街庭などを公の緑として、主に地方自治体によってつくられつつある。その歩みは、失なわれる緑に比してわずかではあるが着実に、しかも歩度を速めて都市の緑を取りもどし始めている。最近の土木建築技術の進歩はめざましく人工地盤をも可能とし、中心街のビルの屋上やペデストリアンデッキ、バルコニーなどにも、公園や街庭など公共の緑が設けられる日も間近と思われる。また、本牧根岸埋立地内では企業体が工場緑地として、従業員の精神面の効用や公害防除や都市美を考慮して市に協力して設けられているし、銀行など建物の周囲に株物植栽をして、街に緑をつくりだすなど、新しい立場で民間企業体により緑がつくり始められている。さらに、市の中心街の街路に面した民有地にも植栽して市街地緑化を進めている。

都市の緑の保護育成について、主として公園関係行政の面から現状を眺めてみたい。

1・公共の緑の育成

(1) 公園、緑地、苗圃

公園の場には大きく分けて動の場と静の場を有するものであり、前者は運動・遊戯施設に代表され、後者は修景、休養施設に代表される。公園の緑は主に植栽、花壇などの修景施設として配置されているので、その手入れにあたっては樹形を整え、景観の調和を配慮することが大切となる。公園の樹木は街路樹と異なり、高さや広がりには制約がなくのびのびと自然の形を保たせうるし、排気ガスや交通事故の折損になやまされることなく、緑の成育には絶好の場である。

すでに開設以来数十年をへた山下公園〈明治4年・中区〉、横浜公園〈明治9年・中区〉、掃部山公園〈大正3年・西区〉、野毛山公園〈大正15年・西区〉、山下公園〈昭和5年・中区〉、神奈川公園〈昭和5年・神奈川区〉、元町公園〈昭和5年・中区〉の緑は、それぞれ時代の波に左右されながらも豊かな大樹に成長し、訪れる人に安らぎを与えてくれる。

従来、とかく公園施設となると運動、遊戯施設に目がむけられて、緑はあたかも空気のように必須のものではあるが、当然のものとして、公園においても位置づけられていたようであるが、最近にいたって見直され、効用が再認識されて、新設公園には植栽の比重を大きくして緑豊かに、既設公園には、さらに緑化をはかることとなった。

昭和41年度から始められた出生記念樹〈44年からは人生記念樹となる〉は、すでに1,481本となり一般公園〈広面積で誘致圏が大きいもの〉に緑をそえている。

また、地域に散在する児童公園<原則として面積10,000m²以下で誘致圏が小さいもの>は、遊戯施設を中心とするものであるが、市街地に所在するものを重点に毎年10カ所<300万円>ずつ緑化を進めている。

昭和44年4月現在、横浜市の公園は277カ所213.9haあり、最近4カ年の平均年間増加は20カ所6.5haとなつている。

公園の維持管理にあたっては一般公園<32カ所>は、おおむね2~19名がそれぞれの公園に配置されて、直轄運営をしているが、児童公園<245カ所>は、機動班2個班<総計14名、専属車2台の運転手を含む>による巡回管理の外、区役所市民課ならびに地元児童公園愛護会により小修理、清掃、除草などの平常管理が分担して行なわれている。最近5カ年間の公園管理費、管理人員の推移は表1のとおりである。

緑地は、県営保土ヶ谷<保土ヶ谷区花見台、10.4ha>および三ツ池<鶴見区下末吉町、30.84ha>の2カ所があり、前者はスポーツ公園として、後者は休養公園として緑をとり入れて施設されている。苗圃は仲手原<港北区篠原町0.26ha>および菊名<港北区太尾町1.88ha>の2カ所が主なもので、いずれも育成苗圃である。前者は高圧電線下の公園用地であるが、地形が極端に細長いので40

年度に苗木を植え、しい、いちようなど4,780本を育成している。後者は下水処理場予定地で施設建設時の50年度まで使用するもので、43年度に、まてばしい、カロリナポプラなど14,600本の苗木を植え育成している。

(2) 街路樹と街庭・緑地帯

街路樹は、都市の美観上欠くことのできないものであることはいうまでもないが、夏季には緑

蔭をつくり、最近では、自動車の激増にともない頻発する交通事故に際しては、歩行者の保護に役立っている例も聞くようになってきた。しかし、その成育にあたっては、公園樹のように好条件に恵まれず、いろいろの障害にさらされている。まず第1は台風など強風雨によるもので、被害はほとんど全市域におよび、全倒、半倒、折損など孤立した植生だけに大きなものとなる。ちなみに、去る6月25日夜半から26日昼頃までにかけて最大瞬間風速34m/secの強風雨の際の街路樹被害は、全倒310本、半倒1,184本、折損36本、計1,530本となっている。対策として、柳、プラタナスなど強風雨に弱い樹種を主体の夏季剪定を毎年7月~8月にかけて実施し、また支柱鳥居の点検整備によって被害の減少をはかっている。この他臨海部では一部塩害もみられる。第2は病虫害である。病害としては、天狗巣病が桜に発生する。枝の付根がコブ状になり細く短い枝が一カ所より多数でて、箒状あるいは鳥の巣のようになり、花はつかなくなり、これが全枝にひろがる。このため冬季に被害枝を伐除して焼却している。虫害では、アメリカシロヒトリは毎年定期的に2回<第1化期6月中旬~7月中旬、第2化期8月下旬~9月上旬>全市一斉、桜毛虫は発生の際、薬剤撒布により駆除し、かいがらむしは薬剤が強力なため人害を考

表1——最近5年間公園管理費、管理人員推移

	公園数と面積						管理費 千円	管理 人員 人
	一般公園		児童公園		計			
	カ所	m ²	カ所	m ²	カ所	m ²		
昭和40年度	28	1,556,075	166	323,100	194	1,879,175	198,921	132
41	28	1,556,075	187	355,945	215	1,912,020	221,338	133
42	28	1,556,075	206	378,987	234	1,935,062	266,956	133
43	28	1,556,075	217	396,746	245	1,952,821	285,109	133
44	32	1,681,428	245	458,051	277	2,139,479	320,146	146

- <注> 1. 公園数と面積及び管理人員は年度当初のもの。
 2. 管理費については44年度は予算、他は決算による。
 3. 管理人員には街路樹担当を含む。

慮して使用できず、竹へらにより駆除している。第3は公害であるが、工場地帯では煤煙により、主要道路では自動車の激増による排気ガスの猛威により、街路樹も呼吸難となり枯れる被害がでている。市街地では、桜など抵抗力の乏しい樹種は減少の途をたどり、公害に強く丈夫な樹種で占められるようになってきた。水洗いするなどの手入れはあるが、不十分であり、公害の発生源に抑制浄化施設をする以外に対策はなさそうである。第4は自動車による交通事故により折損するもので43年度では25件33本が折損し所轄警察署の協力もあって加害者の損害賠償により補植されている。歩行者安全対策として増設されるガードレールにより樹木も同時に保護されるようになってきた。第5はビルなど新增改築、ガソリンスタンド新設個人や商店の車庫の新設など、主として経済活動に基づく街路樹撤去、移植である。43年度で47件123本が行なわれている。また、地下鉄工事、横断歩道橋工事など公共工事により撤去、移植も多くなってきた。原因者負担により移植や復元をしている。街路樹は本来、樹令樹姿が一様にそろってこそ並木としての美しさがあらわれるものであるが、撤去や移植ごとに樹列は不ぞろいとなりやすく、将来の姿を考えると憂慮される。第6は樹木の根囲い部の不養生である。根元は水分が下に浸透するよう歩道部分に柵が切り込んであるが、油のしみ込んだ側溝泥を置かれたり、空箱を積み重ねたまま放置されたり、ゴミ溜同様となっており歩道を乳剤舗装する際に、一緒に根元まで舗装されてしまったり、樹木にとっては、到底耐えきれないくらい、無神経さで根元が痛みつけられているのが目立つようになってきた。わが家の庭木だと思えばとても考えおよびもつかないことではなからうか。

ところで、横浜市の管理する街路樹は、43年8月一斉調査の結果に基づき44年4月現在、21,659本

で、このうち、いちよう、ゆりのき、プラタナスさくら、やなぎ、カロリナポプラ、えんじゅなどは1,000本を超える樹種で、いずれも落葉樹である。冬季の沿道家屋の日照を考慮して、常緑樹は少なく、516本<全体の2.5%に相当>である。最近5カ年間の植栽状況<表2>をみると、都市計画街路や磯子根岸本牧埋立地の産業道路などの築造により街路樹は急激に増加している。

街庭、緑地帯は駅前広場内や交差点のロータリー、道路の中央分離帯など、樹木、株物、草花を植栽して街に緑とうるおいをそえているが、最近では埋立地内産業道路の中央分離帯、本牧埠頭遮断緑地など大規模な施設がつくられている。

街路樹、街庭、緑地帯の維持管理は街路樹機動班2個班<総計12名専属車2台の運転手を含む>で実施しているが、夏季冬季の剪定やアメリカヒロシトリ防除薬剤散布は、適期が限定されているため請負作業を含め集中的に行なっている。また街庭の草花の植替は、年間を通じて委託によって実施している。養生は樹木を保護している鳥居の

表2——最近5年間街路樹植栽状況

年度 樹種	39	40	41	42	43	計
プラタナス	507		(28)	31	(117) 30	713
ユリノキ	513	143	527	702	(953) 526	3,364
サクラ		73			(146) 30	249
ヤナギ	371	638	(1,135)	20		2,164
カロリナポ プラ	83		180	89	(280) 84	716
アカシヤ	32	200		130	(260)	622
マテバシイ			(187)		(384)	571
ケヤキ			(62) 48			110
アメリカカ エデ				30		30
イチョウ					(2,400) .185	2,585
計	1,506	1,054	(1,412) 2,167	1,002	(4,540) 5,395	11,124

<注> ()印は埋立事業、組合施行区画整理事業など他事業による植栽

交換、樹木と鳥居との結束など、常時、巡視点検に基づき実施されており、倒木による事故発生を防いでいる。

(3) 学園緑化、市街地緑化

市街地美化の一環として、緑の多い都市環境整備をするため、学校および主な道路に面した公私有地を緑化するもので、昭和43年度より実施している。

学園緑化は、43年度3,300万円で16校<小学校10校、中学校6校>1.93haを実施し、しい、まてばしい、くすのきなど常緑樹を主体として6,060本、株物7,580本、芝生5,700m²を植栽し、緑に囲まれた学園づくりを進めており、44年度は3,300万円で15校の緑化を予定している。

市街地緑化は、43年度5,460万円で45カ所4.1haを実施し、文化体育館、港湾病院など公有施設や関内・関外地域民有地<29カ所>に16,700本の植栽をしている。44年度は5,700万円で市街地緑化を推進することになっている。最近5カ年間の都市緑化事業費の推移は表3のとおりである。

表3—最近5年間都市緑化費推移

年度	費目	都市緑化費	特別都市緑化費
		千円	千円
40		19,817	—
41		22,624	—
42		23,708	—
43		33,028	100,000
44		34,699	100,000

2・私有の緑の保護

都市において、個人や企業体の所有する緑は、それ自体、個人や企業体の自由になる財産としてばかりでなく、都市の健全な環境の一部をも構成している。したがって、都市環境に著しい影響をもたらすような私有の緑のそう失には、行政も無為無策というわけにはいかなくなる。都市における私有の緑が、都市住民の緑へと価値観の変動をも

たらし、そこには私有の緑の公共性がみられるものといえよう。宅地造成事業における行政指導も、このような一面を有するものといえようし、風致地区、近郊緑地保全区域などの行為規制については、ますますこの傾向が明らかなものとなってきている。新都市計画法に基づく市街化調整区域の設定に当たっては、このような観点からも、緑の保全ということを十分に考慮してもらいたいものである。私有の緑の保護保全は、土地政策、地価対策などと関連して、きわめて立遅れており、現行では、都市計画法<大正8年4月法律第36号>に基づく風致地区、旧特別都市計画法<昭和21年9月法律第19号>に基づく緑地地域、新しくは、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律<昭和37年5月法律第142号>に基づく保存樹もしくは保存樹林、首都圏近郊緑地保全法<昭和41年6月法律第101号>に基づく近郊緑地保全区域と特別保全地区の制度がある。

今後、新都市計画法<昭和43年6月法律第100号>による市街化区域および市街化調整区域の設定にともない、前者については、都市計画の立場から開発行為を誘導して、緑を積極的に取り入れられるし、後者については、開発を抑制し、生産緑地の保護育成を促し、私有の緑の保護をはかっていくべきであろう。

(1) 風致地区

本市で実施している風致地区および近郊緑地保全区域と特別保全地区について、その現状を眺めてみよう。

森林、丘陵、史跡およびその周辺、河川や湖沼など自然美を主体とした都市の風致を維持保存するために都市計画法によって制度化されたもので、横浜市においては、昭和16年5月に緑豊かな丘陵地や景勝地である山手風致地区など10地区2,847.05ha<表4>が指定されたが、当時は、県の所管業務として風致の維持保存が行なわれていた。

表4—横浜市風致地区一覧表

名称	区域	面積	概要説明
山手風致地区	中区山手町, 上野町, 妙香寺町, 諏訪町, 麦田町, 新山下町, 小港町, 元町, 北方町, 千代崎町, 石川町, 打越	125 ^{ha}	本市山手丘陵地として山手, 元町公園を始め異国情緒豊かな外人墓地, 教会のほか, 装美な外人住宅や港の見える丘などがあり, 一年中美しく好ましい風景地である。
本牧・根岸風致地区	中区本牧元町, 本牧大里町, 本牧三之谷, 間門町, 寺久保, 滝之上池袋, 矢口台, 豆口台, 塚越, 根岸旭台, 根岸台, 根岸町, 簗沢, 山元町, 磯子区東町, 西町, 上町下町, 坂下町, 馬場町	170	海を臨む景勝地帯として有名な三溪園, 八聖殿のほか, 東洋一と称された旧根岸競馬場などがある丘陵地帯と海岸地帯である。
磯子風致地区	磯子区岡村町, 磯子町, 磯子三丁目, 森町, 久木町, 汐見台一丁目, 汐見台二丁目, 汐見台三丁目	239	岡村, 森, 磯子町, 汐見台にまたがる山林農耕地が点綴する地帯で, ここから眺める東京湾の風光はまたひとしおである。
保土ヶ谷・弘明寺風致地区	南区南太田町, 清水ヶ丘, 六ッ川一丁目, 六ッ川二丁目, 六ッ川三丁目, 中里町, 別所町, 弘明寺町, 井土ヶ谷上町, 永田町, 大久保町, 保土ヶ谷区岩井町, 瀬戸ヶ谷町, 狩場町, 権太坂, 境木町, 法泉町	673	武相の山野特有の雑木林の多い丘陵地と農耕地があり, 港南の健康な風景地である。
峰岡風致地区	神奈川区高島台, 沢渡, 台町, 三ッ沢西町, 三ッ沢東町, 三ッ沢南町, 西区北軽井沢, 南軽井沢, 浅間町, 浅間台, 宮ヶ谷, 保土ヶ谷区宮田町, 峰岡町, 和田町, 釜台町, 常盤台, 峰沢町, 岡沢町, 鎌谷町	437	緑美しいゴルフ場, 常盤公園, 三ッ沢公園, 豊顕寺, 浅間神社, 本覚寺を含む景勝地域である。
鶴ヶ峰風致地区	保土ヶ谷区川島町, 西谷町, 鶴ヶ峰二丁目	115	星川町, 川島町にまたがる丘陵と農耕地の多い相模鉄道に沿った風景地である。
小机風致地区	神奈川区菅田町, 港北区小机町, 鳥山町	197	名高い小机城跡を中心に四方に広がる景勝地である。
三ツ池・大倉山風致地区	鶴見区上末吉町, 下末吉町, 獅子ヶ谷町, 駒岡町, 馬場町, 北寺尾町, 港北区大豆戸町, 樽町, 師岡町, 太尾町, 大曾松町	432	ニツ池, 三ツ池から大倉山にのびる丘陵地で, 上から見た鶴見川沿いの風光が美しい地帯である。

名称	区域	面積	概要説明
総持寺風致地区	鶴見区東寺尾町, 鶴見町, 生麦町 岸谷三丁目, 岸谷四丁目	96 ha	名刹大本山総持寺の境内とその附近の美しい松林を含む景勝地である。
日吉台風致地区	港北区日吉町, 日吉本町, 箕輪町 下田町	363 05	川崎市に接した景勝に富んだ丘陵地帯である。
合計	10地区	2,847 05	

昭和31年, 指定都市へ事務移譲が行なわれた際, 風致地区に関する業務も横浜市に移管されて, 同年10月, 横浜市風致地区取締規則<横浜市規則第92号>が制定された。しかし, 地区の規模は, 指定当時のまま現在に至っている。

10地区は, いずれも首都圏既成市街地内に位置しており, 市街地の緑の保全を計ろうとしているものである。用途地域制からみると, 現況はおおむね住居地域や住居専用地区でしめられているが, 都市化の猛勢は, これらの用途を余儀なく変更させ, 一部は商業地域<鶴ヶ峰, 小机>, 小売店舗地区<日吉台>, 工業専用地区<保土ヶ谷, 弘明寺>, 準工業地域<磯子, 本牧根岸, 保土ヶ谷, 弘明寺>となって, 風致とは相反する状況が散見されてきている。

風致を維持保存するための行為規制については, 都市計画法施行令<大正8年11月勅令第482号>第13条は,

「工作物の新築, 増築もしくは除却, 土地の形質の変更, 竹木土石の類の採取, その他風致維持に影響を及ぼす虞のある行為は, 都道府県知事<指定市の長を含む>建設大臣の認可を受け, 命令をもってこれを禁止し, または制限することを得」と規定しており, これにもとづいて前記の横浜市風致地区取締規則<以下単に「取締規則」という>は次のような規定をしている。

「風致地区内において, 建築物その他の工作物の

新設, 変更もしくは除却, 土地の形質の変更または竹木土石の類の採取その他風致維持に影響を及ぼす虞のある行為をするときは, 別に告示するものを除き市長の許可を受けなければならない」別に告示するものとは, 次の3項目があげられている。

ア 公衆の目に触れない限度において, 住宅敷地内にある竹木の伐採, または土地の切取もしくは盛土をすること。

イ 植林をし, または竹木保護のための下草刈, ぶ育間伐, 枝打等をする事。

ウ 公衆の目に触れない限度において, 建築物その他の改築, 修繕または除却をすること。

この取締規則では, 禁止あるいは制限される行為については, 具体的に定めておらず, 許可を必要とする行為を規定しているにとどまり, 風致や緑を保護するための行為規制の内容は, 許可権者の裁量とされている。それにもかかわらず, 許可の判断基準となる要綱については, とくに定められていない。したがって, 風致不許可の事例がないのが実情である。最近になって, 次の3項目を中心に運用しているが, 実質的には規制の効果は, 期待しがたい状況である。

ア 敷地面積300m²以上の建築物新築等については, 植栽計画を提出させる。

イ 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は原則として200%以内とする。

ウ 宅地造成事業については、宅地を250m²以上にするこおよび植栽を行なうこと。

最近5年間の風致地区内行為許可の状況<表5>によれば、39年4月～44年3月の間に風致地区内だけで約57ha<風致地区全面積の2%に相当——風致許可1件が平均150m²の敷地を要したものとして試算>の緑が失なわれたことになる。

風致とりわけ緑の保存のため、風致地区制度の運用には一層の検討が望まれる。

(2) 近郊緑地保全区域と近郊緑地特別保全地区
首都圏の近郊において良好な自然環境をもつ緑地を保全して、首都およびその周辺地域の住民に健全な生活環境を確保し、あわせて無秩序な市街化の防止をも計ろうとする趣旨から、首都圏近郊緑地保全法が制定され、昭和41年12月15日より施行された。

本市の近郊も都市化が進み、開発事業が盛んになって良好な自然環境をそなえた緑地までも破壊されつつある現状に直面して、昭和44年4月に、市域南部に位置し、隣接の鎌倉市の一部を含めた円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域<横浜市内約719ha、鎌倉市内約243ha、計約962ha、表6>また同年5月、同保全区域内の本市域で、とりわけ良好な自然環境と緑地をそなえた円海山近郊緑地特別保全地区<約100ha>が、それぞれ首都圏近郊緑地保全法に基づき指定された。

当保全区域は、南区、磯子区、金沢区、戸塚区の4区にわたり、円海山<海拔153.3m>から、鎌倉市境、相武トンネル上まで続く一連の稜線を中軸とした本市でも最も地形の急しゅんな、しかも緑豊富な自然が保存されているところであり、鎌

表5——最近5年間の風致許可状況

<単位 件>

風致地区名	年度別						内容別	
	年度39	40	41	42	43	計	建築	土地形質の変 更など
山手	21	24	37	37	33	152	148	4
本牧根岸	29	10	24	41	36	140	135	5
磯子	22	42	36	68	52	220	208	12
保土ヶ谷弘明寺	120	140	250	293	298	1,101	1,081	20
峰岡	163	148	156	179	222	868	852	16
鶴ヶ峰	19	16	28	27	35	125	124	1
小机	27	19	22	19	13	100	98	2
三ツ池大倉山	87	81	83	92	120	463	458	5
総持寺	10	24	58	62	34	188	181	7
日吉台	120	95	86	71	80	452	447	5
計	618	599	780	889	923	3,809	3,732	77

倉の古道朝比奈切通や磯子カントリーゴルフ場を含んでいて、地形、植生、景観の上からもっとも価値のある区域である。しかし、当区域の開発動向は著しく、早期に規制を行なわなければ、緑地や良好な自然環境の保存はむずかしいため、指定は急務とされていたところである。

近郊緑地保全区域<以下単に「保全区域」という>では、法は宅地の造成などの土地形質の変更や木竹の伐採、建築物等の新築など緑地保全に影響のある行為<通常の管理行為や軽易な行為等は除外される>をしようとする者は、都県知事<横浜市は市長、以下同じ>に届け出なければならない

表6——円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域

市	区域	面積 ha
横浜市	南区	日野町の一部
	磯子区	栗木町、上中里町、峰町、氷取沢町の各一部
	金沢区	釜利谷町、朝比奈町、六浦町の各一部
	戸塚区	上郷町の一部
鎌倉市	大字今泉、十二所の各一部	243
計		962

し、この場合、知事は必要があると認めるときは、助言または勧告ができることと規定されている。緑地保全についての規制は助言や勧告のみでは、実質的には効果はあまり期待しえないのではないかと、懸念されるところである。

近郊緑地特別保全地区<以下単に「特別地区」という>では、法は上述と同様な緑地保全に影響のある行為については、都県知事の許可を受けなければ行なってはならない、また都県知事は近郊緑地の保全上支障があると認めるときは、許可をしてはならないと規定しており、原則的には不許可の建前をうち出したものといえよう。しかも、許可なく行なった場合は、原状回復、またはこれに代る必要な措置をとるよう命ずることができるとされていて、保全には強固な姿勢をもって臨むことがうかがえる。したがって、反面、許可を受けることができないため、損失を受けた場合は通常生ずべき損失は補償され、あるいはその土地の利用に著しい支障をきたすこととなって、買い入れを申し出た場合は、保全上必要と認めるものについては時価で買い入れるなど、土地所有者に対する救済措置がはかられている。

横浜市は、保全区域内で、多量の緑地を失うおそれのある開発行為<土地区画整理法に基づく土地区画整理事業、住宅地造成事業に関する法律に基づく住宅地造成事業、宅地造成等規制法第8条第2項に掲げる宅地造成に関する工事およびそれらに準ずる行為>の規制については、それぞれ事業の許認可にあたり、とくに横浜市近郊緑地保全区域内開発行為規制要綱<昭和44年2月より実施>に基づき、実施することとし、緑地保全の実効をあげることを意図している。

要綱の概要は、次のとおりである。

特別地区については、原則として開発行為は許可しない。保全区域については、緑地的施設<屋外レクリエーション施設、霊園、農林業施設等>と

一般宅地造成とに分けて取扱う。

ア 緑地的施設

施行規模を原則として10ha以上とする。

イ 一般宅地造成

(i) 施行規模を30ha以上とする。

(ii) そのうち宅地面積を40%以上50%以下にとどめる。

(iii)、1宅地面積を250m²以上とする。

(iv) 住居専用地区および第2種空地<延坪30%以下>を準用する。

ウ 共通事項

(i) 緑地を20%以上、そのうち公園を4%以上とするものとし、原則として、無償土地とする。

(ii) 地形変更を最少限にとどめる。

保全区域、特別地区が指定されて、開発規制が始められたばかりであり、今後、どのように運用して実効をあげるか、担当者の努力と企業者の協力が切望される場所である。また、良好な自然の緑を単に保存するだけではなく、これを市民に直結させて活用する方途をも考える必要があろう。

4———緑の保護育成についての問題点

緑の保護育成の現状などから気のついた問題点をいくつか取り上げてみよう。

(1) 緑に関する総合的な企画と計画・調整

都市化のテンポの急速な最近においては、とりわけ、健全な都市環境の整備保全の一環として、都市の緑についての総合的・長期的な展望と計画が必要とされる。農林、公園、開発、都市計画など緑に関係する部局の将来計画は、このよきな展望に基づいたものであるべきであらう。このため、関係部局からなる行政連絡会などの設置により、緑についての行政、事業の動向を把握し合い、総合的な立場から所管事業や計画を調整し、連けい

して緑の育成保護をはかっていくことが望まれる。

(2) 風致地区における緑の保護

風致地区は、既成市街地内の唯一の緑の保護制度でありながら、現行の状況は、既述のように憂慮すべきものがある。新都市計画法第58条は、昭和45年6月までに同地区内の建築等の規制を条例化すべきことを義務づけており、その際には、都市計画や緑に関する行政と関連させて、その将来展望に立って検討され、規制内容を明確にすることおよび現行地区の再検討が必要であろう。

(3) 公園の激増と管理部門

公共の緑の主力である公園は、最近の急速な都市化により開発地区に激増しているが、建設された公園の管理は、激増のあまり、既存の管理部門では即応でききれない実状にある。このため、管理人員増を必然とするわけであるが、反面、既存の管理部門内部にも検討を加える必要がある。すなわち、管理作業の標準化と科学的な管理方法の追究であろう。公園の管理作業は、樹木、芝生地の手入れ、除草清掃、その他公園施設の保繕、園内巡視、運動施設<テニスコートや野球場など>の整備など各種が入り組み、さらに利用者の多少により作業密度の疎密があったりで、作業量の標準化が非常にむずかしい。このため、他の部門に比して科学的な管理という面では立遅れているのが現状である。早急な検討と実施が望まれる。

(4) 民間企業体の緑化への参加

市街地においては、最近、民間企業体によるビルの建設が盛んであるが、この場合に、植栽計画の導入を指導して、市街地緑化に企業体の積極的な参加を求めることとしては、どうだろうか。建設業界、民間企業体などの協力による市街地の緑豊かな空間づくりに、そして職場環境づくりに、関係当局の一考を願えたらどうであろう。

緑は生きものであり、人間の愛情を無言のうちに求めている。愛情をそそがれている緑は、いきいきとして人間にほほえみかけてくる。そこに緑との対話、自然との対話が始まるものといえよう。都市の住民は、自然との対話を求めており、都市の緑は一本でも貴重なものといえるのではないだろうか。

公園や街路樹など、公共の緑はむろんのこと、山林、農地、企業体用地内の緑や個人の家の庭木にいたるまで、横浜市総体の緑について、市民の心身の健康を守る良好な環境の保全のために、自治体当局者も住民も、認識をあらたにして、その保護と育成に努力し、協力しあっていきたいと切望するものである。

<計画局南部方面公園管理事務所長>